

地方単独事業の総合的な整理についての論点

平成 23 年 12 月 12 日

内 閣 官 房

総 務 省

財 務 省

厚 生 労 働 省

- 本年 6 月に策定された「社会保障・税一体改革成案」（以下「成案」という。）においては、「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する」とこととされている。
- 地方単独事業の総合的な整理は、消費税収の地方への配分については国民負担につながるものであることを踏まえ、国民負担の議論に耐え得るデータに基づいて、客観的かつ透明性の高い整理を行うべきである。もとより、地方単独事業の必要性については、それぞれの地域の判断が尊重されるべきであることは言うまでもない。
- このような状況のもと、総務省が 11 月 10 日に公表した「地方単独事業に関する調査結果」において「医療」、「介護・高齢者福祉」、「子ども・子育て」に該当するものとして報告があった事業は 5.1 兆円程度であった。一方、厚生労働省の分析によると、「医療」、「介護」、「子ども・子育て」に該当する事業は、総額で 3.8 兆円程度であった。
- 今後、地方との協議を踏まえて策定された「成案」に沿って、以下の整理が必要である。
 - ① 「社会保障四分野」（「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」）に該当するかどうか
 - 国・地方ともにあくまでも「成案」における「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」は限定的に解すべき（この場合、例えば医療では、医療保険制度などによる医療の給付に要する費用、介護では、介護保険制度による介護給付に要する費用が対象となり、介護以外の高齢者福祉などは対象外）という見解

がある一方、医療や介護、少子化施策の一環として一体的に評価すべきものは、「四分野」の範囲内と整理すべき（この場合、例えば、医療では、予防接種・がん検診など、介護では、養護老人ホーム・介護予防など、少子化では、幼児教育などが対象）との見解がある。なお、先の「調査結果」については、従来の地方単独事業の推計とは、各項目の区分やシェアなどに差異が見られる。

② 「給付」に該当するかどうか

保健師、保育士、児童福祉司等が提供する社会保障サービスは住民に対する現物サービスそのものであることから、これらのサービス提供に直接従事する職員等の人件費は「官の肥大化」には該当するものではなく、また、受益が国民に帰属するものは「社会保障給付」と整理すべきという見解がある一方、国が制度として行っている社会保障については、人件費などの事務費や管理費は「社会保障給付費」に含んでおらず、「成案」にある「全て国民に還元し、官の肥大化には使わない」との観点から事務費や人件費などが含まれていないか、受益が直接個人に帰属しているか精査が必要との見解がある。

③ 「制度として確立された」ものであるかどうか

法令上の規定があるかどうかだけではなく、納税者の立場に立って、必要なサービスとして広く実施されているものは「制度として確立された」と整理すべきではないかとの見解がある一方、極力客観的な基準を用いて整理すべきであり、法令上の義務規定の有無もそうした基準の候補の一つであるとする見解、全国的に実施されているかどうか、地域偏在があるかどうかも重要な基準との見解がある。

- これらの諸点について具体的にどのように整理していくか、なお議論を要することから、地方との協議を行いつつ、政府部内でさらに詰めていく必要がある。
- 社会保障は、国と地方が一体となって、安定的に実施していくことが重要であり、社会保障安定財源を確保する社会保障・税一体改革の実現に向けて、国・地方双方が協力しながら推進していく必要がある。

(以上)